

## 介護給付費請求時の留意事項について

日頃は、本市の介護保険事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

介護報酬請求において、近頃、請求誤りや返戻が増加しております。つきましては、下記の事項について改めてご確認いただき、適正な請求事務にご協力くださいますようお願いいたします。

### 記

(1) よくある返戻内容について

よくある返戻内容について、下表のとおりまとめましたので、ご確認ください

エラーコード	エラー内容	対応方法
12P0	給付管理票や請求明細書の保険者番号・被保険者番号の入力誤りがある。	給付管理票や請求明細書に入力した保険者番号・被保険者番号に誤りがないか確認(被保険者証からの転記誤り等も確認)し、正しい番号に修正のうえ、再請求してください。
12P4	保険者が国保連合会に登録している該当の受給者の“利用者の居宅支援事業所”の番号と、請求明細書を提出した事業所番号が相違している。	<b>請求月の前月末日までに</b> 居宅の届出を提出したかどうか確認してください。 例: 令和8年2月利用分を請求 →令和8年1月31日までに居宅の届出の提出が必須(土日祝日に該当する場合は前倒し)。
12P5	保険者が国保連合会に登録している受給者台帳の“居宅サービス計画作成区分”と相違している。	同上
12PA	請求時点で認定結果が確定していない。	<b>請求月の前月末日までに</b> 介護認定の結果が出ていたかどうか確認してください。 例: 令和8年2月利用分を請求 →認定日が令和8年1月31日以前であることが必須(土日祝日に該当する場合は前倒し)。

12QT	受給者台帳の生年月日と、事業所が請求した明細書の生年月日が相違している。	当該受給者の生年月日を確認し、誤っている場合は正しい生年月日に修正のうえ、再請求して下さい。
12SA	受給者台帳の給付率と、請求した給付率が相違している。	請求した給付率が正しいかを確認し、誤っている場合は正しい給付率および請求額に修正のうえ、再請求して下さい。
12QA	受給者台帳の要介護状態区分と、請求明細書の様式が相違している。	当該受給者の要介護状態区分を被保険者証で確認してください。また、居宅サービス計画届出の内容が一致していることを確認して下さい。
12QJ	受給者台帳の要介護状態区分と、事業所が請求したサービスコードの要介護度が相違している。	当該受給者の要介護状態区分を被保険者証で確認して下さい。

(2) よくある問い合わせ内容について

よくある問い合わせ内容について、下表のとおりまとめましたので、ご確認ください。

問い合わせ内容	回答
1月31日に認定結果が出たが、1月サービス提供分の請求は、2月10日までにやっていいですか。	<p><b>請求月の前月末日までに</b>「①認定結果が出ている」、「②居宅の届出書の提出をしている」の2つの要件を満たしていれば請求可能です。1つでも満たしていない場合は月遅れ請求が必要です。</p> <p>なお、居宅の届出について、本ケースの場合、1月31日までに市へ届出書の提出があれば請求可能ですが、2月1日以降に「1月〇日付け」の届出書を提出しても、請求は返戻となることに留意してください。</p>
被保険者番号(負担割合)相違のため返戻となりました。被保険者番号(負担割合)を教えてください。	被保険者番号や負担割合など、被保険者に発行している証書類を見れば確認できる内容については市からの回答はいたしかねます。そのため、次回利用時等に被保険者へ証書類の持参を依頼し、内容の確認をするようお願いいたします。

(3) 請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表の内容に係る問い合わせについて

愛知県国民健康保険団体連合会(以下、国保連という。)ホームページにて、エラーコードの解説や、当該一覧表の確認方法について記載がございます。近頃、未確認のままお問い合わせをいただく事例が増えておりますので、問い合わせの前に必ず国保連ホームページ及び本通知内容をご確認くださいませようお願いいたします。

また、市への問い合わせの際は、①被保険者番号、②被保険者氏名、③返戻された提供月、④エラーコードの4点をお伝えいただくとスムーズに確認することが可能です。ご協力をお願いいたします。